

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 公金の収納の事務を委託した件 三六
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 三六
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件 三六
- 県営土地改良事業計画を定めた件 三七
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 三七
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件五件 三七
- 宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので宅地建物取引業法の規定により公告する件 三七

告 示

福島県告示第四百九十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成二十五年七月十九日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 委託した事務の範囲及び内容
福島県総合療育センターにおける診療費等の収納の事務
- 二 受託者の名称及び所在地
株式会社ニチイ学館
- 三 取納の事務を委託する期間
東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

（障がい福祉課）

福島県告示第四百九十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年七月十九日から同年八月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津坂下町産業部商工観光班に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年七月十九日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
リオン・ドール坂下中央店 福島県河沼郡会津坂下町古町川尻三百八十六の一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により会津坂下町から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年七月十九日から同年八月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年七月十九日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ダイユーエイト郡山インター店 福島県郡山市富田町字権現林十一番地の二ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
出店予定地は東北自動車道郡山インターチェンジの流入路に近接し、交通量の多い国道四十九号に面するという立地上の特性を有しており、出入口一における来客車両の出入庫により、周辺道路の安全及び円滑な交通の確保に支障を来すおそれがあることから、以下の対策を講じること。
1 出入口一における来客車両の出入庫において、出庫車両及び郡山インターチェンジへの進入車両の接触並びに入庫車両の減速に伴う後続車両追突のおそれがあるほか、出庫待ち車両の歩道上への滞留による歩行者等の安全が損なわれるおそれがあることから、出入口一を入庫専用とするとともに、来客車両の入庫については出入口二が優先されるよう誘導すること。
2 前記1の意見に基づき設定した来客車両の来退店経路が実効性のあるものとなるよう、路面表示、チャシ、看板、店舗内掲示、交通整理員の配置など適切かつ効果的な方法を組み合わせて、周知徹底を図ること。

福島県告示第五百一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年七月十九日から同年八月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十五年七月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）カワチ薬品白河中田店 福島県白河市中田百十番一ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、栗村堰地区に係る県営農業用河川工作物応急対策事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十五年七月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十五年七月十九日から

同 年八月十二日まで （二十二日間）

三 縦覧の場所

会津坂下町役場

（農村計画課）

福島県告示第五百三号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十五年七月四日次のとおり指定した。
平成二十五年七月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

氏名又は名称 住所

有限会社モン シェ 岩瀬郡鏡石町不時

沼二六〇番地

指定の有効期間

平成二十五年七月四日から平成

三〇年三月三十一日まで

売りさばきの場所 住所地に同じ

（商業まちづくり課）

公 告

（出納総務課）

公告第二百二十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十五年七月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十五年七月九日

二 名称

特定非営利活動法人がんばろう会

三 代表者の氏名

澤村 秋彦

四 主たる事務所の所在地

福島県石川郡平田村大字蓬田新田前百二十五番地

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい児（者）、高齢者が、個人の特性を尊重しながら自分らしさを失わず社会の一員としての誇りと自信を持ち、のびのびと社会参加していくための支援とサービスに関する事業を行い、福祉増進に寄与することを目的とする。
（文化振興課）

公告第二百二十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十五年七月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十五年七月九日

二 名称

特定非営利活動法人あつまっぺ

三 代表者の氏名

菅野 信二

四 主たる事務所の所在地

福島県石川郡浅川町大字里白石字宿裏百七十七番地三

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい児（者）、高齢者が、個人の特性を尊重しながら自分らしさを

失わず社会の一員としての誇りと自信を持ち、のびのびと社会参加していくための支援とサービスに関する事業を行い、福祉増進に寄与することを目的とする。
(文化振興課)

公告第二百二十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十五年七月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日
平成二十五年七月十日

二 名称

特定非営利活動法人あいメッセージ

三 代表者の氏名

蛇石 重子

四 主たる事務所の所在地

福島県郡山市富久山町福原字鎌田十七番地三

五 定款に記載された目的

この法人は、地域で生活するすべての人に対して、主に障がい者(児)の就労支援、生活支援、相談支援に関する事業を行い、障がい者の自立に寄与すること、また子育て支援、高齢者生活支援に関する事業も行い、誰もが安心して暮らせる地域社会を創造することによって、福祉の増進を図り、社会に寄与することを目的とする。
(文化振興課)

公告第二百三十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十五年七月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日
平成二十五年七月九日

二 名称

特定非営利活動法人福島県レクリエーション協会

三 代表者の氏名

本多 勉

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市黒岩字田部屋五十三番地五

五 定款に記載された目的

この法人は、レクリエーションの総合的な普及振興を図り、県民の福祉向上と明る

く豊かな生活の形成に寄与することを目的とする。
(文化振興課)

公告第二百三十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十五年七月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日
平成二十五年七月九日

二 名称

特定非営利活動法人フッ素ハウス処理協会

三 代表者の氏名

本多 勉

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市下野寺字西原四十二番三号

五 定款に記載された目的

この法人は、フッ素・ホウ素取り扱い事業者と自然環境に対して、フッ素・ホウ素処理と除去に関する事業を行い、環境保全と維持に寄与することを目的とする。
(文化振興課)

公告第二百三十二号

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確認できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により公告する。
なお、この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。
平成二十五年七月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 商号 株式会社アール・ピー・ワールド

二 代表者の氏名 中村 秀男

三 免許の年月日 平成二十一年六月十五日

四 免許証番号 福島県知事(三)第二二二二二号

(建築指導課)